

第9回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議 議事録

【日 時】 令和2年4月10日（金）10：00～11：40

【場 所】 芦屋市役所本庁舎東館 3階 大会議室

【出席者】 【委員】 8名
（西宮市：4名）
田村副市長（会長），宮島環境局長，
野田環境局環境施設部長，田中環境局環境事業部長
（芦屋市：4名）
佐藤副市長（副会長），森田市民生活部長，
藪田市民生活部環境施設課長，大上市民生活部収集事業課長

【オブザーバー】 2名
（兵庫県：2名）
石岡 農政環境部環境管理局環境整備課長
木下 阪神北県民局県民交流室環境課環境参事

【事務局】
（西宮市）
丸田参事，高橋課長，森川課長，坂井係長，玉置係長
（芦屋市）
北川主幹，尾川係長，三好主査，永田係長，林技師

【傍聴者】 4名

1 開会

事務局（北川）

（開会）
おはようございます。本日は、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
定刻になりましたので、ただいまから第9回西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議を開催いたします。
私は、芦屋市の北川と申します。よろしく願いいたします。
本日の検討会議では、この度の新型コロナウイルスの感染予防と会議を傍聴される皆様の健康への配慮の観点から、発熱のある方は会議への出席及び傍聴をご遠慮いただいております。
また、会場前には、手指の消毒用のスプレーをご用意しております。マスクの着用を併せてお願いいたします。

部屋の換気でございますが、2箇所扉がございます。常時、開けたいと思いますので、ご了承お願いいたします。

これから、議事に移りますけれども、委員の皆様におかれましては、発言の前にはお名前を仰ってからお願いいたします。それと、マイクにつきましては、出来るだけマイクに触らないということを前提に、スタンドマイクの方はスタンドを回していただいて、発言の方よろしくお願いいたします。

それと、検討会議につきましては、この3月中に開催を予定しておりましたが、芦屋市の臨時本会議の開催に伴いまして、本日の開催となりましたことをこの場でご報告いたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、西宮市の副市長からご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 西宮市副市長あいさつ

田村委員

改めまして、皆さんおはようございます。

委員一同

おはようございます。

田村委員

西宮市副市長の田村でございます。

検討会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度当初の何かとご多忙の中、この会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。皆さんご承知のとおり、去る4月7日には、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されておりまして、兵庫県もその対象地域となっているところでございます。

芦屋市さん、西宮市におきましても感染者が増加をしているという状況でございます。この感染の防止に向けては、市民の皆様にもご協力を頂きますとともに、我々も引き続き強力に進めて行かなければならないと考えているところでございます。

このような中で開催となりますけれども、本日、会場の設定も含めまして、感染症防止対策に万全を期して頂きました関係者の皆様に、改めて御礼を申し上げます。

また、私、昨年4月から職に就かしていただいておりますが、それに伴いまして、この会議の委員ともなっております。この1年、引き継いでから1年ぶりの会議となっております。私として初めてということで、この1年、何をしていたんだという期間も含めまして、本日、しっかりと議論をさせていただいて、今後につなげていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 会長，副会長の選出

事務局（北川）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の会議は，西宮市さんの委員さんが4名中4名，芦屋市が4名中4名，計8名の出席です。検討会議設置要綱の規定によりまして，この会議は有効に成立していることを確認いたします。</p> <p>この検討会議は原則公開となっております。</p> <p>本日の議題等につきましても，特に非公開とする内容はございませんので公開することで進めさせていただきます。</p> <p>次に，お手元の資料の確認をお願いいたします。会議次第，委員名簿，本日の会議資料を配布しております。不足はございますでしょうか。</p> <p>次に，議事に入ります前に人事異動等により委員の皆様交代がございます。今回，初めて出席される委員さんも居られますので，改めて，私の方から皆様のご紹介をさせていただきます。名簿をご覧ください。まず西宮市さんです。</p> <p>環境局を所管する副市長様，田村委員です。</p>
田村委員	改めまして田村です。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	環境局長，宮島委員さんです。
宮島委員	宮島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（北川）	環境局環境施設部長，野田委員さんです。
野田委員	野田でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	環境局環境事業部長，田中委員さんです。
田中委員	田中でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	続きまして芦屋市です。 副市長，佐藤委員。
佐藤委員	佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（北川）	市民生活部長，森田委員。
森田委員	森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（北川）	市民生活部環境施設課長，藪田委員。

藪田委員	藪田でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	市民生活部収集事業課長，大上委員。
大上委員	大上でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	続きまして，オブザーバーといたしまして，兵庫県様より農政環境部環境管理局環境整備課長の石岡様。
石岡課長	石岡でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	阪神北県民局県民交流室環境課環境参事の木下様。
木下環境参事	木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（北川）	どうぞよろしくお願いいたします。 次に移ります。 このたびの委員の交代に伴い，検討会議の会長である西宮市の副市長が交代されておられますことから，要綱の規定では，会長及び副会長は委員の互選で選出することとなっております。 事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
事務局（北川）	それでは，事務局案といたしまして，会長には西宮市の田村委員にお願いし，副会長には芦屋市の佐藤委員にお願いしたいと考えます。 よろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
事務局（北川）	はい。ありがとうございます。 要綱の規定によりまして，検討会議の議長は会長が務めることとなっております。 これ以降の議事は，西宮市の田村会長にお願いいたします。 どうぞ，よろしくお願いいたします。
田村会長	はい。それでは，しばらくの間，議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 委員の皆様の忌憚のないご意見，そして，緊急事態が発令されている中がございますので，会議の効率的，円滑な進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

4 報告

田村会長

それでは、さっそく入らせていただきます。

まず、初めに報告事項といたしまして、芦屋市さんから「芦屋市環境処理センターごみ焼却施設排ガス中の水銀濃度超過に伴う原因究明及び改善対策」について、ご報告したい旨の申し出がありますので、芦屋市さんから報告をよろしくお願いいたします。

事務局（尾川）

それでは、去年、芦屋市環境処理センターで発生しました水銀事案について、芦屋市環境施設課の尾川から説明させていただきます。

資料としまして、ホチキス留めの「芦屋市環境処理センターごみ焼却施設排ガス中の水銀濃度超過に伴う原因究明及び改善対策計画」、この資料で説明させていただきます。

まず、この資料ですけれども、排ガス中の水銀濃度が超過したということで、焼却炉を一時停止し、原因究明及び改善対策の検討を行い、焼却炉を再開させるため、この計画書に基づき水銀対策を行っております。

それでは、1ページをお開き下さい。

まず、焼却炉停止に至るまでの経緯ですが、7月30日に2号炉の排ガス中の水銀濃度が排出基準値の $50\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ を超え、 $200\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ であることが判明しました。

そこで、阪神北県民局の方に連絡させていただき、8月9日に法に基づく再測定を3回行っております。

ただ、3回の測定の結果、 $60, 330, 120\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ となり、依然、基準値を超えているということで8月28日に焼却炉を停止しました。

次は3ページをお開き下さい。

焼却炉の一刻も早い再開の為に、原因究明を行うということで、原因究明の為に焼却炉停止後の各箇所について、水銀を測定しました。ごみピット、ごみピットの汚水、焼却炉の副煙道の灰、バグフィルタの灰、焼却灰及びバグ灰等について、水銀の含有量を調べました。

これが、表4になりますが、その結果、水銀の残留による異常値というものは確認されませんでした。

次に5ページをお開き下さい。

水銀の施設内由来、施設内で発生する施設内由来について検証をいたしました。

ごみ焼却施設内では、水銀が発生する要素がなく、また、施設内で水銀が灰や汚水に含まれて濃縮されるかについて、当焼却施設的设计・設置業者に確認を行い、濃縮されることはないという見解をもらいました。

このことから、総合的に判断すると、原因究明としまして、令和

元年6月から8月の間に一時的に、ごみピットに水銀含有物が投入されたということが想定されます。

また、調査地点において、ごみピット、煙道に水銀が残留しているということはありませんでしたが、改善対策を施したうえで焼却炉を再開することを考えました。

次に6ページをお開き下さい。

今回、芦屋市においてごみピットに投入された水銀の量を推定しました。計算によると約7g/hとなります。表5にありますように、約7g/hというのは、水銀温度計なら約2本、水銀体温計なら約6本で出てしまうような値になります。

7ページをお開き下さい。

このような状況を踏まえまして、改善対策を説明させていただきます。

まず、ごみの排出段階での分別の徹底のため、暫定対策として、全戸配布の市民啓発チラシ、インターネット等を用いた啓発。また、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計については、各家庭への訪問回収を行いました。

また、ボタン電池に関しては、その他燃やさないごみの日に、他のごみと分けて、中身の見える袋に入れて出す。

蛍光灯は同じように、その他燃やさないごみの日に他のごみと分けて、割れないように購入時の紙のケースや新聞紙等に包んで出すように啓発しました。

また、排出事業者への啓発としまして、全事業所に啓発チラシを配布し、許可業者への説明会等の開催を行いました。

また、8ページにありますように。

ごみの展開検査を強化し、水銀含有物の混入を重点的に検査いたしました。

このように、水際、排出段階での分別の徹底を行っております。

次に9ページをお開き下さい。

このような、排出段階での恒久対策ということで、全戸配布する家庭ごみハンドブック、また、全事業者に配布する事業系ごみハンドブック、これらにおいて水銀のごみの出し方を特記し、また、SNS等を用いて継続的に啓発を行ってまいります。

また、水銀の拠点回収を行うということで、芦屋市役所、ラポルテ市民サービスコーナー、環境処理センターの3箇所で拠点回収を行っております。

また、さらに展開検査を強化してまいります。

次に、排出段階での水際対策ではなく、施設側、プラント側での改善について説明させていただきます。

ごみピットに水銀含有物質が混入したとしても、煙突からの排ガス濃度が排出基準値以下になるよう施設改善を行いました。

まず、暫定対策としまして、バグフィルタのガス温度を230℃か

ら 200℃に下げて、水銀除去率を向上させました。

また、次に水銀の吸着除去の為に、脱塩反応塔に活性炭を噴霧できるように施設を改造いたしました。

さらに、煙突部にポータブルの水銀分析計を設置し、1時間ごとに水銀の値を確認し、活性炭の噴霧量を調整しております。

また、焼却炉再開前には煙道、水銀の含有は見られませんでした。が煙道の清掃を徹底的に行いました。

そして、次に施設側の恒久対策としては、先程、説明しました排ガスの低温化、バグフィルタのガス温度を 200℃に下げる。

それと、水銀連続測定器、ポータブルの水銀計ではなく、水銀連続測定器を設置し、中央監視室にて水銀の値を確認しながら、活性炭の噴霧量を制御できるように改造する予定となっております。

このように、水銀含有物の混入防止としての改善、また、施設側、プラント側での水銀除去の改善を行い、焼却炉を再開させていただいております。

また、最後になりましたけれども、西宮市さんにおきましては、令和元年 10 月 10 日から 31 日までの間、場内に貯まった植木剪定ごみを西部総合処理センターの方に受け入れていただきました。

その当時は、焼却炉のごみピットにごみが大量に貯まって、貯留レベルを超えていて大変苦勞していた時期になります。本当に助かりました。

この場をお借りして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

水銀に関するご報告としましては、以上になります。

田村会長

はい。ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から報告がありましたけれども、この件について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

はい。どうぞ。

野田委員

西宮市の環境施設部の野田でございます。

ただいま、ご説明いただいたのですけれども、改善対策について施設面の改善と啓発等による水銀混入防止について、私の方から二点程、お聞きさせていただきます。

まずは、施設の改善でございますけれども、水銀問題に関する恒久対策ですけれども、芦屋市さん、1号炉、2号炉と2つあるかと思われませんが、それぞれが完了されたのでしょうか。また、今後さらに対策工事等を行う計画等はお持ちでしょうかと言うのが、まず一点目。

二点目でございますけれども、水銀の混入防止の取り組みですね、チラシや広報で啓発されておられますけれども、その効果のほどは、どのようなものでしたのでしょうか。また、展開検査とか拠点

回収，施設からの排出値等を基に教えていただければと思います。

また，現在，引き続き行われている対策についても教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

田村会長

はい。お願いします。

事務局（尾川）

まず，最初の施設改善対策ということですが，恒久対策としまして，先程，説明しましたように連続式水銀計を設置し，その値により活性炭吹き込みを自動で行うという計画がありました。

ただ，今はポータブルの水銀計を置いて運転状況を見ていますと，芦屋市の今の施設では自動で制御させる必要性は殆どないということが判明しました。

それを踏まえまして，連続式水銀計を設置して中央制御室で確認しながら，必要に応じて手動で活性炭の吹き込み量を調整するというで見直しております。

現在は，連続式水銀計の設置工事の実施に向けて，事務処理を行っているような段階です。

事務局（永田）

啓発の効果についてお答えいたします。

啓発の効果としましては，排ガス中の水銀濃度が基準値を超えてから，1ヶ月半は事業系ごみの収集車全台，10月以降は毎週1回の展開検査を行っておりますが，少量のボタン電池以外，水銀含有製品の混入は一度もありません。

12月までは個別回収，1月以降は市役所本庁，JR芦屋駅側にありますラポルテ市民サービスコーナーを新たに拠点として追加し，拠点回収を行っております。

拠点回収3ヶ月の効果としまして，水銀体温計が35本，水銀温度計が11本，水銀血圧計が3個，水銀電池4個が集まっています。

問合せの多くは，今まで捨て方がわからず家に保管されておられた方が，どのように捨てたらよいかを尋ねるものが大半になります。

そのような意味でも，啓発の効果は大きかったと考えております。

排ガス中の水銀濃度につきましても，ほぼ $0\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ で安定しております。

啓発については，ごみのハンドブックを全戸配布するとともに，全戸配布してありますごみ収集カレンダーでもごみの分別の啓発，拠点回収の周知を行っており，市内の事業者についても5月にハンドブックを配布いたします。

また，展開検査は今年度も引き続き実施していきます。

以上になります。

田村会長

はい。ありがとうございます。
よろしいですか。

野田委員

はい。ありがとうございました。

田村会長

では、他に何かございますでしょうか。
はい。どうぞ。

田中委員

西宮市環境事業部の田中と申します。
ごみピットの中に、何らかの要因で水銀含有物が混入したということでございますが、この一つの要因といたしまして、ごみ袋に指定を何らされていないと、西宮市にしても同様の状況でございます。
そういうことから、ごみの見える化を図る分別を徹底するという意味、また、今後、ごみの減量化を図っていくという取り組みの一つといたしまして、現在、西宮市では指定袋の導入等を検討しておりますが、芦屋市さんの状況を教えていただけますでしょうか。

事務局（永田）

はい。芦屋市の状況を回答させていただきます。
本市でも、貴市同様に指定袋の導入を検討しております。令和2年度、3年度の2年を掛けまして、基本計画の策定とともに事業系ごみも含めた指定袋の導入の有無を検討してまいります。
以上です。

田中委員

ありがとうございました。

田村会長

よろしいでしょうか。では、他に何かありますか。
はい。無いようですので「4 報告」については、以上とさせていただきます。

5 議題

田村会長

では、続きまして、「5 議題」に入らせていただきます。

「焼却施設に係る費用負担について」を事務局の方から説明をお願いします。

事務局（丸田）

はい。それでは、議題の方を説明させていただきます。私は、西宮市の丸田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日の議題でございますけれども、焼却施設の費用負担ということで、前回の1年前ぐらいになりますが、会議での整理事項を踏まえて、今後の協議事項として、今回は大きく二つの考え方を示す内容になりますが、まず、久方ぶりでございますので最初にその前提となる第8回、前回の会議での振り返りを行いまして、それから本題に移りたいと考えております。

それでは、申し訳ございませんが、お手元の資料の1ページをお願いいたします。

資料の1ページは、広域化のメリット（効果額）の法則性ということで、前回の会議の資料をそのまま掲載しております。

過去の検討会議では、広域化のメリット（効果額）は大規模側に薄く、小規模側に厚い傾向があると、その中で、公平な負担の水準の設定が課題であったということがございました。

ここでは、検討会議の中でもお示しております事業費及び効果額、これを数値、試算値を用いて確認しようということで、その際の試算の前提条件を記載したものでございます。

それぞれ、各市の単独で整備した場合の処理能力をまず確認し、これは1日当たりの処理トン数となっております。

それから、広域の事業費であります施設建設費については処理能力割。これは、単独で整備した処理能力と広域の処理能力の比率ということになります。それから、施設運営費においては、ごみ排出量割という形で試算を行うということにいたしました。

ごみ排出量につきましては、実績値はございませんので概ね比率は同じであろうということで、処理能力割を用いております。

続きまして、2ページをお願いいたします。2ページも前回資料の再掲という形になります。

これは、ただいま申し上げましたメリットの法則性を試算条件を用いて試算した結果を示しております。

表といたしましては、左から単独事業費、広域負担額、効果額を示しています。表中の数字、二段書きになっておりますが、上段が事業費ベース、下段の括弧書きが実質負担額をお示ししております。

広域負担額は、先程の試算条件を用いた建設費、運営費の各種の分担額ということになります。結果、広域化のメリットは表の右、

芦屋市さんの効果額から西宮市の効果額を差引きするという形で、事業費ベースで72億円あまり、実質負担額で57億円あまり、小規模側が大きくなるということを確認したものでございます。

それでは、次に3ページをお願いいたします。

3ページでございますけれども、これは先程の1ページ、2ページを整理し、わかりやすく図示したものでございます。

数値につきましては、先程は千円単位で表示しておりますけれども、使っている数値は実質負担額ベースで同じものでございます。ただ、単位を億単位に大きくしておりますので、先程の数値、千円単位とは一致していないということはご了承いただきたいと思います。

一番上は、全体の効果額130億円、真中が試算の考え方、先程、説明したとおりとなります。

その下が各市の効果額、先程は文字になっていましたので、図示するとこういう形になりますということの確認でございます。

次、資料の4ページをお願いいたします。

資料の4ページは、先程の効果額の数値的な検証の確認を踏まえて、広域化のメリット（効果額）が大規模側に薄く、小規模側に厚くなるということを確認したうえで、それでは両市が納得できる費用負担ということについての基本的な考え方を整理したというものになります。

一つ目が効果額の偏りの中で一定の公平感を確保すること。

二つ目が広域化のメリット、効果額は両市が共同でごみ処理を行うことで生み出されるという観点がございますので、両市全体のものとして捉える。というこの二点を整理した形になります。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

5ページも前回資料の内容でございますけれども、今、申し上げた基本的な考え方、それを踏まえて費用負担の協議の方向性を定めましょうということで、お示ししているものでございます。

両市が納得する費用負担のあり方につきまして、一つ目、議論の方向性といたしましては、効果額の均衡を図ること。二つ目が効果額の活用を図ること。こういった二つの視点を用いまして、今後の協議を進めて行くということが、前回の会議で整理された内容でございます。ざっと走りましたが、ここまでが前回、第8回会議での振り返りとなります。詳細につきましては、両市のホームページにも掲載されておりますので、ご覧いただければと思います。

これらのことを踏まえまして、今後の協議事項ということで、その考え方、これをですね、二つの考え方を「検討その1」、「検討その2」という形で引き続きご説明させていただきます。

では、資料の6ページをお願いいたします。

ここからは「検討その1」ということで、その考え方をご説明するという形になりますが、このページでは、まず、効果額を均衡に

すると。この方法についてでございます。

考え方といたしましては、広域化の費用、事業負担になります施設建設費、施設運営費、これら費用の負担の割合、これを調整するというで効果額の均衡化を図ろうという考え方でございます。

まず、費用負担の手法、これは過去の検討会議の中で一度ご説明をしておるのですが、改めて確認したいと思います。

これは費用負担の割合を定める際、他の団体さんでも用いられている事例、これらを整理したものでございます。

表では手法の種類を記載しております。一番左が項目、項目を上から順に均等割、ごみ排出量割、処理能力割、人口割というふうになっております。

各項目の内容につきましては、例えば表の一番上、均等割であれば、構成団体、規模に関わらず費用を均等に負担するというものであり、固定的な要素を持つものとされております。ごみ排出割以下の手法につきましても、それぞれ記載の内容でございます。

その特徴といたしましては、手法によりごみ減量にインセンティブが働いたり、働きにくかったり、費用の経年変動、社会情勢、その他によって費用負担が変動すると、そういった違いがあるということでお示ししております。

ちなみに、他の団体さんの中の事例では、これらの内の一つの項目、又は、複数項目を組み合わせている例が見られるということになっております。

それでは、7ページをお願いいたします。

費用負担の割合の調整により均衡化を図るということでございますが、基本となる考え方といたしましては、広域化の費用である施設建設費の負担については、処理能力割に均等割を併用したと、それから、施設運営費については、全量ごみ処理量割を基本とするという形で考えております。

その理由といたしましては、まず、費用負担割合の手法が他の団体でも用いられているということから、それを今回、効果額の均衡化を図るという上におきましても、比較的、理解が得られやすいのではないかというふうに考えられるということによるものでございます。

費用毎に見てみますと、施設建設費につきましては、規模に関わらず処理のための施設は必要であるという考え方がありますし、建設費の中には、規模に関わらず一定必要となるような固定的な経費が掛かるものであると想定をしております。

施設運営費につきましては、ごみ量に応じて処理費用が決まるといった要素が強いと考えられますので、例えば両市とも取り組んでおりますような、ごみの減量への取り組み、こういったことが費用負担に反映する、そういった仕組みを考慮する必要があるのではないかとというのが理由でございます。

課題という形で挙げさせていただいておりますが、課題としましては均等割の例えば設定ということがございますけれども、施設建設費の負担の公平性、処理施設自体は規模に関わらず必要であるという視点なのですけれども、あるいは、広域施設を設置し委託市のごみを引き受けると、そういったことに伴う環境負荷であるとか、引き受け側も、当然、その市のみならず自市のごみも責任を持って処理をしないとイケない、そういった処理責任等もあると思われまますので、そういったことを考慮しながら折り合い、ここで言えば例えば均等割率の検討が必要なのではないかとということで考えています。

次に、施設建設費の負担割合の調整を主としてここでは挙げておりますけれども、それで効果の均衡化が図れないというような場合は、例えば施設運営費の負担割合であるとか、あるいは、先程、見ていただきました人口割であるとか、そういった負担割合の調整の手法はそこも含めて検討する必要があるというふうに考えております。

均衡にする方法については、以上でございます。

次に資料の8ページをお願いいたします。

8ページは、もう一つの視点であります、効果額の活用の方法。これについてでございます。

基本とする考え方でございますけれども、均衡化を図りまして、両市で得られる効果額、メリットは、基本的には各市それぞれで活用を考えたらどうかというものでございます。

ただし、全体効果額といいますか、メリットは両市が広域化をやるということによって得られるものであるということを考えますと、折角広域化をするということであれば、それをきっかけに、例えば、両市が連携すべきごみ処理であるとか、環境学習、環境課題等、そういったことについて定期的に議論する場、仕組みをまずは設けて、そこでの議論の中でごみ処理であるとか環境課題等について、両市で連携して何か新しい取り組みをやりましょうということになれば、その時には、費用の負担等を含めて、それは得られるメリットをそういう取り組みに活かすのかどうかということも含めまして、その時点で改めて協議を行い、判断すればよいのではないかとというふうな、これが「検討その1」における活用の方法についての考え方でございます。

それでは、引き続きまして「検討その2」についての説明に移りますが、ここで説明者が交代致します。

事務局（北川）

9ページからは事務局北川の方で説明を致します。

お手元の9ページでございます。タイトルといたしまして「検討その2」でございます。両市で広域化を実施するに際して着目すべき点ということに、まず、おいております。

前回、8回まで検討会議を致しました。両市でそこで協議し、決定してきた事項がございます。適地を選定してきたこと、事務の方法を委託契約、デメリットの解消として中継施設等を設置する。そういったことを検討会議で継続して協議してまいりました。

「○」の所ですね。「広域化を実施する一般的なメリット」、「経費の削減と環境負荷の低減が図れる。」ということでございます。

これは、国が焼却施設を集約することによって、いわゆる広域化することによって得られる一般的なメリットに経費の削減と環境負荷の低減があるということで、国が広域化を推奨しているということでございます。

これをですね、この検討会議で両市に当てはめて、経費の削減化なり、環境負荷CO₂の削減、この数値を確認してきたという経過があったと思います。

それを踏まえまして、経費の削減、環境負荷の低減というのは、両市において確認が取れたという中で、矢印です。ここからは、両市が手を取り合って広域化をするということですので、こういったことに着目すべきかということで4点挙げてございます。

「1. 近年のごみや環境を取り巻く社会情勢を鑑み、環境全般への取り組みが求められる。」、近年の海洋プラスチックであるとか、レジ袋の有料化であるとか、プラごみの外国への輸出が禁じられた等、非常に我々を取り巻くごみの情勢というのは、非常に変化があるということでございます。環境ということにつきましても、気象変動というのは皆様もご存知のことかと思えます。

そういったことで、我々、廃棄物行政を担っているものでありますけども、こういったごみ全般についても、一定、社会情勢から認識できるというふうに考えてございます。

また、ごみの排出から収集、運搬、中間処理、最終処分で一連の流れというのがごみ処理でございますが、こういったものをこういったふうにとらまえるかということも十分に考える必要があるというふうに思っております。こういったことを我々は認識できるものであろうと、共有できるものであろうというふうに考えてございます。

二つ目、「2. ごみ処理を引き受ける施設（広域処理施設）への配慮」ということでございます。適地選定におきまして、西部総合処理センターにおいて広域処理を行うということを決めてございます。やはり、その引き受けということは、様々な負担が発生してまいります。そういうことも十分配慮すべき、着目すべき点ということが必要と思えます。

三つ目、「3. 広域化を実現するための中継施設等の設置・運営費用の財源の捻出が必要」ということで、芦屋市において西宮市さんに引き受けていただくにあたりましては、中継施設での積替え等、こういった経費が必要となってきます。

こういったことも、全体の効果の中でどのように考えていくか、ここは着目すべきであろうということでございます。

四つ目は、「4. 経費の削減等」ということで、当然、両市で大きな効果額が得られておりますので、着目して考えていかなければならないということでございます。

これらの視点に基づき、効果額の均衡と活用を図るということで、10 ページをご覧ください。

効果額の均衡と活用でございます。先程、西宮市さんと芦屋市、それぞれ効果額の額が 37 億円、93 億円示されております。

これは、費用負担につきまして、基本、ごみの量に応じて費用積算をしてみますと、事業費が出てまいりまして、単独事業費との差において、これだけの効果額が得られるということですので、ごみ量で計算した時に得られる効果額というスタンダードな考え方でございます。

そうしますと、このままで終わるのかということでございますので、やはり、そこは色々と考えていく必要があるということございまして 4 ページに戻ります。

費用負担の基本的な考え方ということで二点書いてございます。公平感なり、効果額を両市全体のものとして捉える。この二つがキーワードとなっております。

そういうことを踏まえまして 10 ページに戻っていただけますでしょうか。

均衡にするということでございますので、二段目の所です。芦屋市の効果額 28 億円を西宮市に移行するとともに、効果額の活用を図るということでございますので、数字を見てみますと、芦屋市の 93 億円の内、28 億円を西宮市の効果額に移行することによりまして、両市が 65 億円ずつの効果額になるということでございます。

まず、一旦、ここは整理をしますが、併せて効果額の活用を図るのが宿題でございます。枠組みといたしまして「【1】、【2】、【3】」ということ、枠を取りまして数字も出してございます。

これにつきましては、11 ページでございます。

「【1】」ですが、③で事業費 28 億円を書いてございます。

これは、先程、説明しましたように芦屋市の効果額から西宮市さんに効果額を移す 28 億円のことを指してございます。

この 28 億円の事業費について活用を図っていく。まず、そこで必要性ですね。先程も説明しました。

「(1) 近年のごみや環境を取り巻く社会情勢を鑑み、環境全般への取組みが求められる。」、それと、「(2) ごみ処理を引き受ける施設への配慮」、こういったものに必要性があるということでございます。そこから、活用を図る必要をまず考える。

これはですね、「効果額を両市全体のものとして捉える。」ということ、これをキーワードの二つ目としておりました。「効果額を両市全体

のものとして捉える。」ということでございます。そこで活用です。「循環型社会形成の推進に資する環境の創造及び環境学習の促進など、地球環境問題にも通じる取り組みを行うことにより、持続可能な社会の構築に寄与すると共に、ごみ処理を引き受ける施設に対する環境保全に取り組む。」といったこととございます。

このあたりの活用については、共通認識が出来るものと考えておりますが、委員の皆さんのご意見を伺いたいということでございます。

それで、活用についてこういうふうなことを言っております。ただ、我々は中々、そう環境に長けたものでもございません。やはり、知見を有する有識者の皆さんでございます。そういった方のご意見を伺うというのが必要になります。

我々は、まず実施方法のところですけども、例えばですけども、基金を創設する、協議体を設置する、財源なり、こういった仕組みを作る枠組みは、行政として一つ決めていくということでございます。

やはり、深堀する中身については、我々も解らないところもございます。そこは、知見を有する有識者の皆さんにご意見を頂いて内容を深堀出来ればいいのかなど。

我々としたら、こういう財源なり、枠組みを決める準備をするということが必要でないかと考えております。

次、【2】の内容でございます。事業費 43 億円ということで、広域処理施設、西宮市さんにごみを持っていくに際して、芦屋市のごみを積替える施設が必要になってまいります。加えて、その他プラの分別を芦屋市もしていく必要がございます。それと中間処理施設の建設と運営。これが、必要になってきます。

これは、必要性というところですが、広域化を実現するために必要なものであるというふうに考えております。そういったことです。

【3】は「経費の削減等」がございまして、そういったものをこういう形で、また、別の【1】、【2】以外に活用していくということがあるかと思われまますが、大きなところは【1】、【2】のところと考えております。

それでは、10 ページに戻ります。

西宮市、芦屋市、それぞれ、今、説明しました取り組みに活用するという内容を「検討その 2」ということで内容をお示ししたところとございます。「検討その 2」の内容は以上でございますので、委員の皆様にご意見を頂いて進めていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

田村会長

はい。ありがとうございました。

では、事務局の説明が終わりましたが、この件につきまして何か

ご意見なり、ご質問はございますでしょうか。

宮島委員

すみません。西宮市の宮島でございます。

本日から、この会議に参加させていただくので、勉強不足で申し訳ないのですが、事務局にお伺いした方が良くと思います。今まで決まった内容の確認という意味で、認識が間違っていないかということの確認させていただきたいのですけれども、4 ページには費用のあり方で一定の公平感ということで、5 ページの方に効果額の均衡を図るといようなことで検討していこうと、前回、ご確認を頂いているようなこととございますが、この額のいわゆる今回の案、「検討その1」、「検討その2」につきましては、仮に試算ですけど65 億円ずつというふうなことで、どちらからもご提案を頂いているかと思うのですが、この額を一緒にすることが均衡を図るといことですよということ、この会議でご確認が頂けてたのかというのが一点目の質問でございます。

両案は近いような案で、要するに芦屋市さんから西宮市の方にお金を移行するのか、あるいは、前段で費用割合を見直して効果を一緒にしようかと、同じだと思うのですが、いずれにいたしましても、効果額というところに注目するといたしますと、どこかでこの効果額を確定しないと前に進まないような、説明を受けて印象を受けたのですが、効果額ってなかなか難しいのかなって、結果的にこういう効果が出ましたよっていうのはあるかと思うのですが、今までの議論の中で、この時点で一旦、効果額っていうのを算出しましょうよっていうふうな議論がなされておったのかというのが、勉強不足で申し訳ないのですが、ご確認させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局（北川）

はい。効果額の確定につきましてはですね、均衡を図るといことと、活用を図るとい、この二点を同時に考えて行くといことと、検討会議が進んでおったというふうに考えておりますので、数字も見ながら、その中身も併せて検討をするといふうに事務局の方としては理解をしたつもりでございます。

田村会長

はい。よろしいですか。

宮島委員

今回、仮に試算されて130 億円っていうのが確定したと思うんですね。130 億円が確定したら効果額の均衡が非常に計算しやすいのですけれども、本当にどれだけの効果額が出るよっていうのを確定しないと、このまま前に進まないと思うのですが、一旦、どこかで推計しないといけない、具体的にこの時期にやろうねっていうお話しは、この会議でなされてないといことと理解したらよかったですでしょうか。

事務局（北川）

はい。額の確定を進めるというよりも、やはり枠組みをどうするのだということが、この検討会議の大きな目的であろうかと、事業費というのは、実際、物事が進みますと、変わってまいりますので、額を確定するという事ではない。枠組み、中身を決めていただきたいということだと思っております。

佐藤副会長

よろしいですか。事務局をお願いします。

宮島委員のご質問はですね、効果額を均衡にするという前提として、効果額が過去において算出をどういった手法でなされたのか、それが両市の総意のもとで、これを前提にして協議を進めることが確認されてきたのかどうか。そういったことを今回、改めてですね。

宮島委員

はい。勉強不足です。申し訳ないですけれども。

佐藤副会長

過去のどの会議において、こういう議論がされて、その時にこういう条件下において、効果額の算定を終えております。それを検討会議においてオーソライズされた金額でございます。という経過をご説明していただきたいと思っております。

宮島委員

え、あの。

佐藤副会長

違うのですか。

宮島委員

副会長すみません。事実だけで。約130億円は、何らかの非常にシビアな計算をされたのかと理解しておるのです。で、今の130億円がこのままずっとこの先が続くわけではなくて、どこかで130億円なのか、100億円なのか、200億円なのか、それを決めないと、どうやって均衡を図って行くかっていうのが決まらないというふうに理解しているのですね。

それは、どこかの、このタイミングで事業費が決まった時に、もう一度算定しようねという話になっておるのか。先程、仰った、枠組みなので、そこは何も決まってないよというふうに私は理解したのですけれども。その額を決めないと、これ、前に進まない案だと思えます。

そのタイミングというのは、この会議で議論されておったのか、いや、まだこれからですよということであれば、これからでいいと思うのですけれども、そこらへんの事実関係をちょっと、西宮市の事務局でわかるのであれば教えていただきたいと。事実の所でございます。

森田委員

芦屋市の森田でございます。

この件はですね、実はこの会議の中でそこまで確認したわけではないのですけれども。ただ、ちょっと事務局に聞くのは気の毒かなど。これ、我々の権限ですよ。

130 億円の効果額っていうのは、あくまでも、現在まで積み上げてきた試算の中において、広域処理をした場合と、それぞれが単独で整備した場合との比較において、130 億円のメリットがありますねという話ですから。

この先、例えば設計なりして行って金額が確定していった時に、改めて見直すのかということですが、あくまで、広域処理をした場合と単独処理の場合との比較ですから、例えば広域処理に進んでいった場合、広域処理の事業費は確定するでしょうけど、単独整備した時の事業費というのは確定しようがないわけで、これは、どこまで行ったって試算の話でしかないですから、この会議の中では少なくとも、この数字、130 億円なら 130 億円という数字を了として議論を進めて行くという認識で、少なくとも私はおるのですけれども、他の委員さんもそうだと思いますので、そこは改めて確認しておくことは結構かと思しますので、そこらでよろしく願います。

田村会長

はい。一旦、130 億円で決めて、それで進めようということで、この中では共有されているということでしょうか。

宮島委員

はい。議論を進めて行くことで全然大丈夫です。

田村会長

では、他に何かご質問なり、ご意見ありますでしょうか。

野田委員

西宮市の環境施設部の野田でございます。

芦屋市様よりご説明いただきました、ちょうど 11 ページの「効果額を活用する」というところでございますけれども。

説明の中で協議体の設置については、環境についての知見が有されていないので有識者等の意見を聞きながら、その枠組みを作って、その活用の方向を考えるというようなご説明があったかなと思うのですけれども。

例えばですけれども、その地球環境問題に通じるようなですね、そういった取り組みが、この効果額が、この【1】でしたら 28 億円ですか試算上ですけれども、その部分について移された側の西宮市が責任を持ってこのような取組みを行えるということであれば、特に協議体で話をしながら決めていく必要はないのではないのかなと、本市、西宮市の方が責任を持って行えるということであれば、その形で活用が出来るのかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

田村会長

森田委員。

森田委員

これは、私の個人的見解ですけど。

まず、そもそも、この検討会議の中でどこまで決めるかということとは、ある程度、目算を付けておくべきだと思います。いま、野田委員からご指摘のあった 11 ページの協議体、これの設置が必要なのかどうかということの、いずれ議論をしていくタイミング、時間の余裕があれば、して頂いたら良いのですけれども。

それ以前に、「検討その 1」、「検討その 2」の 2 案が出ておりますので、まず、それぞれについて違うところを検討していくということ。まず、大きいところから押さえていくということが順序として大事なのではないかなと思います。

それで、申し上げますと。「検討その 1」、「検討その 2」とあるのですが、何が違うのかなと見てみますとですね、8 ページの色分けの表と、これは「検討その 1」ですね。10 ページの「検討その 2」とあるのですけれども、この 3 つ色分けの真中は、結局、これ 8 ページと 10 ページは同じなのですよ。

何が違うのかと、どこが違うのかということなので。これ、65 億円ずつに分けるということは、一致しているということだと思います。

私の方からお聞きしたいのはですね、この 8 ページのところ。この 65 億円ずつのところ、この状態に持っていくのに、ベースとなる考え方として基本的にはですね、ここではないですね、次のページですか。「均等割」を活用してというようなお話があったと思うのですが、その前のページですか、事務局から説明が無かったと思うのですが、この資料にはないのですけれども。

じゃあ、具体的に、この状態に持っていかうとした場合に「均等割」は、どの水準になるとかいう試算は出来ているのでしょうか。

田村会長

はい。

事務局（丸田）

西宮市の丸田です。

今のご質問でございますが、今回は、数字を示していないという形になりますので、当然、理解をしにくいということもございますけれども、今回は、考え方をお示ししようということで、そこに重きを置いたのが「検討その 1」でございます。もちろん、数値を示した方が、当然、議論は深まるし、議論も進むということでございましたら、今回は、ちょっと、内容的にはご提示しておりませんが、例えば、次回、会議でお示しするという事は可能でございます。

森田委員

はい。ありがとうございます。

今日で結論が出るとお思いますので、次回の宿題ということかと

思われます。

では、併せて、その7ページのところ。「均等割」もそうなのですが、併せて、「人口割」ですね。最後の2行ですけれども、7ページの。

「人口一人当たりの費用負担額の調整」としての「人口割」と書いてあるのですが、ちょっと、ここがもう一つ良く分からなくて、私の理解では「人口割」というのは、全体費用を双方の人口で案分するというので理解しているのですけれども。

それに対して、ここの7ページの記述ですと、「人口一人当たりの費用負担額の調整」となっていますので、「人口割」でどういう調整が可能なのかなというところが、ちょっと良く分かりませんでしたので、もし、ご説明があればお願いします。

田村会長

はい。

事務局（丸田）

西宮市の丸田です。

今のご質問でございます。確かに、言葉の使い方として、中々、難しいところございますけれども、イメージさせていただいたのが、西宮市の場合は焼却施設が2箇所ございます。一口に「人口割」といいますと、単純にその市の人口で比較するというところでございますけれども。本市の場合、今回、この業務の対象となっているのが、西部の焼却施設の更新と芦屋市さんの施設の更新、これはまあ、広域化の検討対象としましょうということですので。

純粋に試算としては、市の試算であれば、全体人口の概算だという考え方になると思いますが。ここでは、対象となる西部の対象人口をどのように考えるかということを含めて、「調整」という言葉を用いさせていただいております。ですので、これはちょっとおかしい、議論の余地があるということであれば、議論いただきたいと考えております。以上です。

田村会長

よろしいですか。

森田委員

はい。森田です。色んな考え方があるということが分かりました。

では、次回の会議には、その「均等割」のシミュレーションを含めて「人口」のあたりも交えて、いくつかのパターンの試算みたいなものをお示し頂けますでしょうか。

田村会長

はい。

事務局（丸田）

はい。今のご質問でございますが。

今回、議論等をしていただいて、次回、それが必要ということであれば、お示ししたいというふうに思いますが、そこは、最終的にまとめていただきたいと思っております。

宮島委員

ちょっと、関連してすみません。質問に対して横からで。
当然、そういう具体的な案が無いとわからないと思います。

同じように「検討その2」というのは、仮に試算されている「施設建設費」、「施設運営費」は「処理能力割」で計算された額で割ったということになっていますが、ここは、ご提案は、このやり方で確定しようという案とご理解したらいいのか。いやいや、色々な費用の割り方があるけれども、差の生じた額は、芦屋市から西宮市に移行しようということで考えた案なのか。どちらでしょうか。

事務局（北川）

生じた差は、芦屋から西宮に移すということでございます。

田村会長

はい。

宮島委員

はい。ということであれば、お互いにその「割り方」というのは、どちらも決まっていなくてということで理解したらいいわけですかね。

田村会長

はい。

事務局（北川）

「割り方」が決まってないというのか、まさにこれをどういう形で「割り方」をどういうふうにしていくということで、どちらも認識していると思うのですけれども、28億円という数字がございしますので、その28億円を単に数字として動かすのか、やはり「活用」ということがテーマになってございしますので、そういうことを見据えて数字をどういうふうにかまえていって、取り組みをするとか、いうあたりに繋げていくというふうな視点で進めているというふうにご理解しております。

宮島委員

はい。今、この試算でいうと28億円、金額に拘るわけではないのですけれど、ようするに、どちらの案も、どういう費用割をしようというのは、これから検討する内容の提案になっているのかなと理解したのですけれども。「検討その2」の方は、この割り方でいきましょうよという案ではない、仮に試算したら、この案で試算したけれども、色んな割り方があるし、割り方によっては65億円ずつにならない。それはないか。移行する金額が変わってくるようにも思うのですけれども。お互いの「検討その1」、「検討その2」のそれぞれの案の中に費用の割り方というのは、まだ確定していないという認識を持ったのです。

それが、間違っていたらご指摘を頂きたいのですが。これは、西宮も含めてですけれども。

田村会長

はい。どうぞ。

事務局（北川）

はい。費用のあり方は、ここにお示ししたとおり 65 億円を均衡ということには変わりはありませんが、その中身をどう考えて、先程も言いましたけれども「取り組み」として進めるのかという内容の話かと理解しております。

ですから、65 億円というその額というのは、一定、皆が認識した中で物事を進めて行くということだと思っております。

宮島委員

はい。

森田委員

私の理解はですね、どちらかが「○（マル）」で、どちらかが「×（バツ）」というような話ではないと考えています。基本的な考えとしてこういうことがあると。

今日は図も出てきて、分かり易くなっていますけれども、まだ数字もあくまで試算ですけども、かといって、これが時間を置けば確定の精度は高まるかといえば、そうでもなく、この数字で我々は議論をせざるを得ないと思うのですが、65 億円ずつというところは一致しているわけですね。「検討その 1」、「検討その 2」も。問題はその入口と出口が若干、相違があるということですから、そこを捉えればよいと思います。

そもそも、この検討会議が、昨年 2 月から今日まで、色んな事情もありましたものの、中々、開催できなかったというのは、その費用負担の問題っていうのは正解が無いと思うのですよ。これは正しいというのは。

これまでの従前の会議というのは、技術的な検討とか実務的な調整というのを積み上げていけば、一定の大体こうだよという結論に達することはできたと思うのですけれども、これからはちょっと違うと思うのですよね。且つ、これまでの会議の中で確認はしましたが、我々は多分、前例の無いことをやろうとしていると思います。

ごみ処理の広域化をしている地方公共団体は、あまたありますけれども、このメリットをどう均衡を図り、どう活用をしていくかというところまで踏み込んで協議をされているところはないと思うのですよね。

そういう非常に難しい話をしようとしていますから、そういう覚悟でもってですね、残された時間もさほどないと思いますが、その中で、我々は考えて行かないといけないと思います。

田村会長

はい。どうぞ。

宮島委員

何回も申し訳ありません。西宮市の宮島でございます。
65 億円というところに向いているのではなくて、施設建設費を処

理能力割で試算した、施設運営費をこれも処理能力割で試算したということになっているのですね。これで計算すると 28 億円を移したら均衡になりますよというのが「検討その 2」だと。

要するに費用の処理能力割でやりますよってというのは、「検討その 2」は確定した案なのかということを知りたかったのです。

「検討その 1」は、何もそこは決まっていなくて、色々なやり方がありますよね。そのやり方で均衡を図って行きましょうというのが「検討その 1」かなと。「検討その 2」は、仮にこうやったら 28 億円になるけれど移しましょう、「移しましょう」というのが主眼であって、この最初の試算の仕方、処理能力割に何か違うものを入れたら、その 28 億円が変わってくるというふうに理解をしましたので。いや、そこじゃなくて、処理能力割で行きましょうよということをコンクリートした案なのかというのが、知りたかったということになります。

田村会長

はい。

事務局（丸田）

はい。今のご質問であれば、今日の、この会議での議論は、いわゆる考え方を示して、色々な意見を頂こうということです。

「検討その 1」については、ご指摘のとおり、こういう費用の負担の中で考えましょうということがあります。具体的に数字を示せるわけではなくって。そこは、どういう形で行けるのかどうかを含めて、今後、又、検討をするという必要があります。

「検討その 2」は、最初的前提でお示した「処理能力割」、「ごみ処理量割」でありましたけれども、「検討その 2」はそのスタンダードな「割り方」で行ったという前提で、多分、構成されている案だと思います。

そこが、どちらを選ぶかという意味において、別に決まっているというわけではないですし、そこも含めてご議論を頂くということで、我々も含めて認識していかないといけないのかなと考えております。

宮島委員

はい。わかりました。ありがとうございます。

田村会長

はい。

野田委員

西宮市の野田でございます。

最初に、私、ご質問させていただいたご回答というか、ご意見としましてですね、大きなところから決めていきたいと思いますということで、私に対する回答があまりなかったのかなと。かわされてしまったのかなと思うのですけれども。

今後、両市ですと検討を進めて行かないといけないという中で

ですね、今、「検討その1」、「検討その2」というのが二つ出ている中で「活用」に関しては、「検討その1」の方では、両市それぞれで活用を考えるべきということが示されています。

「検討その2」の方では、先程、ご説明があったように協議体を設けて、有識者等の意見も入れて、当然、両市が入って、両市で考えて行きましょうという事なのかなと「検討その2」の方はですね。そのように受け止めたのですけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

田村会長

はい。どうぞ。

事務局（北川）

はい。広域化の大きな成果に両市で取り組むところでございますので、そこに28億円を両市で色々と考えていって、良いものを作っていこうという意味でございますので、そもそも65億円を分け合うという、基本的な考えはそこには無いということでございますけれども。

やはり、書いてございますように10ページです。28億円、やはり西宮市さんも65億円の効果額の中にあるというふうには考えてございます。

その中で、お互い活用方法を協議していこうということでございます。

田村会長

はい。どうぞ。

野田委員

はい。今、お答えいただいて、65億円の中に28億円はあるけれども、それは両市で考えて行きましょうということで、再度、よろしいでしょうか。

事務局（北川）

はい。取り組みをどういう形でやるのかということだと思っております。

ただ、65億円で分けるということを決めてございますので、その中の西宮市さんの28億円の中をお互いで考えていこうということでございますので、両市にとって良いものであれば、最適かなというふうには考えてございます。

田村会長

はい。どうぞ。

田中委員

西宮市の田中です。

効果額を均衡にするという考え方を持って、28億円を効果額から移せば65億円どうし均衡になるという考え方は良く分かります。

ただ、その中には28億円を、例えば両市が何か行うための原資とするということであれば、均衡にしたことにはならないんじゃないかな

いですか。均衡にするということであれば、お互いの 65 億円の中から、それぞれだして、初めて均衡ということじゃないでしょうか。

田村会長

はい。

森田委員

今のご指摘はですね、事務局に向けても答えは返ってこないかと思うので、我々で議論すべきことだと思います。

そもそも、広域化の検討会議が始まった時にですね。初期の段階から、例えばオブザーバーの県の方からもご意見を頂いたり、副会長は早い段階から一貫して意見を述べられていますけれども。

要するに両市で何をやるかということですよ。広域化というのは。形態としては事務の委託の形を取るということで答えが出ていますけれども、広域処理をしよう、広域行政のごみ処理という分野に関してやっていこうというわけですが、一緒にやっていきましょうという形でスタートしたはずだと私は認識をしています。

で、この 8 ページの表なり、10 ページの真ん中の表なりというのは、ここは一致しているわけですが。

結局、ここで、この検討会議でどこまで話をするかということに繋がってくるのですけれども。130 億円なら、130 億円というお金が浮きました、これを折半して分け取りにしましょうと、そこで終わるのかどうかという話だと思います。それは、今のご指摘にもつながってくるのかと思われまますけれども。

例えば、私も長い間、ブランクが空きましたので、過去の議事録等を拝見していますと、例えば第 2 回の検討会議の時に、これは当時の北県民局参事の高石参事から、最後、一言ということで頂いたのが、結局、建設単価が割安になっていくということは云々ということで、本来の目的である環境負荷そのものへの影響というような検討へ繋がっていくのではないかというふうに期待しているところでございますと言っていたいております。

それと、これ、私の立場でいうのはおかしいですけど、今年度の西宮市さんの市長さんの施政方針の中でもですね、ごみ処理の広域化については、単に経費の節減にとどまることなくということをおっしゃられたと思います。単にコスト削減の財政的な効果だけでなく。省略しますが、地球環境問題にも通じるメリットがあると認識しております。

そういったところを、どこまで我々が意識して 130 億円というメリットを、まさに、検討会議で確認したところですが、両市共通のものとしていけるかというところを考えていかないと、「単に浮いたお金を分け取りしましたというだけでいいのかな？」というところは原点に立ち返って思うところがございます。

田村会長

はい。それは、確かに仰るとおりだと思います。

大上委員

本日の会議につきましては、事務局から費用負担の考え方について二案示していただいて、それについて議論を頂くという場で、先程、森田委員からありましたように、基本、ここでどちらか一つに絞りますという話ではないので、それぞれの案について思うところ、疑問に思うところ、ご意見なりがあれば率直に出していただいたら良いのかと思います。

では、他に。はい。どうぞ。

芦屋市の大上でございます。

先程からの議論、新しい委員様からの疑問も含めて伺っております。

私も最初からずっと入っておりますので、私は私なりの整理でいきますと、今回、事務局の方、本当、毎回、長期に渡っての時間の中で各市の内部での調整、そして試算、数字の提示、ここに渡るまでの調整、資料等の積み上げは本当にご苦労だったと思います。本当にありがとうございます。

ただ、少し何人かの方が意見を言われたのと、ちょっと違うのは、今日の事務局からの複数案を含めたご提案という議論材料で頂いている中で、1ページ、2ページまで、つまり、前回第8回までの資料のところでは試算の考え方として、基本的に「処理能力割」で試算してみます。ということは流れとしてあったと思います。

そして2ページのところにきている、メリット、効果額というのは、小規模側の方が効果額が大きくなる、これは自然の摂理ということで、ここを何とか均衡に持っていくことで、広域化の実現に向けて議論していきましようということだったと思います。先程、宮島委員様からも仰っておられた、そもそものところの効果額の考え方のところですが、ゼロから幾つかのパターンがあるというところから、その議論も含めてこれからという認識では私は無いんです。

また、一方で「検討その1」、「検討その2」ということで分かりやすく色分けして頂いているのですが、二つの案が出ている感じで、それを対比させるような見せ方ではないので、ちょっと、読み取り方が難しゅうございますが、9ページの「検討その2」の「(1)」で、まずは、再度、着目すべき視点ということでまとめていただいております。

ここについては「検討その1」、「検討その2」の対比の材料ではなくて、あくまでも、これまでの第8回までの検討会議で積み上げてきたものをまとめて、尚且つ、今後の議論に持っていくための、どちらの複数案を比較するにしても、その基になる共通認識項目ではないのかなと思っております。

ただ、ページとして、このページにあるのが、ちょっと、誤解を生むのかなと思っております。逆に西宮市様、芦屋市の各委員

様、この9ページのここの視点というのは、これまでの経過を踏まえて共通認識と言えるものと考えさせていただいてよろしいですか。

私はこの内容はそのとおりだと思いますし。これまでの経過を踏まえていると思っていますのです。

逆にこれを踏まえますと、先程、田中委員からございました10ページの28億円というところの均衡を図るため、ごみ処理を引き受ける施設側への配慮ということで、効果額の大きいところから移そうという話、均衡を図るための方法の一つとして挙げていたことだと思いますし。逆に言うと、10ページの下のところの43億円というところは、9ページにある4項目の内の3番、広域化を実現するために必要な中継施設の設置費用、これは、前回からの会議で芦屋市の効果額の中から、芦屋市側で準備しようというところまで含めて、お互いが相手側への配慮とか事情も踏まえた上で、尚且つ、効果額の、額もちろんですけれども、その使い道ということに知恵を出し合おうということだったと思っています。

先程から130、65、28億円という固まったような感じに見受けられますけれども、どうでしょうね、この9ページのこの内容というのは両市共通の視点として、これから幾つかの対案を考える中のスタートの共通事項として、これは共通認識を図れるものとお考えいただけますでしょうか。私の考えでございます。

田村会長

はい。今、大上委員の方からご意見がありましたけれども。9ページについて、何かご意見というか、違うよねということはありませんか。

野田委員

これは、ちょっと確認だけなんですけれども。第8回だったかな。前回だったと思うのですけれども。焼却施設の中継施設は、広域化の対象とはしないというような考え方で整理をされていたと思うんですね。今回のこの9ページには、「実現するための」というような言葉が入っているんですけれども。

あえて、ここの着目すべき点の3つ目に、これを挙げてきたという意図をご説明いただければ、また、それも、今後、話を進めて行く中でご参考としてご意見を頂ければと思うのですけれども。

田村会長

はい。どうぞ。

事務局（北川）

中継施設につきましては、今までの検討の経過の中で、焼却施設は広域処理施設、中継施設は、一旦、広域処理施設としては整理しないということでございます。

これは、言い方を変えますと、両市で負担し合うものではないという理解だったと思います。ですから、効果額そのものを130億円

の中で負担するものでもないということだったと思うんです。

以降、芦屋市の立場に立ってまいりますと。芦屋市は広域化のために、この処理施設は、当然、必要になるわけでございますので、これだけ大きなものというのは、効果額が無ければ当然できない、整備もできないというものでございます。

こういったものを整備しないと、施設へ運ぶことが難しいということでございますので、そういった意味では必要な施設という理解になっていると。65億円という大きな効果額から捻出をしないと、実現しないものであるということから、ここは、このように必要なものということで、位置づけということでございます。

野田委員

はい。ありがとうございます。ご意見を頂きました。

宮島委員

はい。大上委員さんからのご質問の件ですが。

今、仰いましたように9ページのこの4項目ですか。

これは、おそらく、もう合意がなされているので西宮市側としても問題ないだろうと私は思っております。

それで、ご指摘があったように、この中の「ごみ処理を引き受ける施設への配慮」、2番目ですね。これに対する配慮で芦屋市は28億円ということで、理解は我々もしておるということでございます。

ただ、そこに、これは、私個人の意見で市内部で検討してございませませんが、この28億円の中に、広域、今、仰った9ページの、近年のごみの環境を取り巻く環境全般への取り組みの配慮というところが入っているのかどうかというのが、ちょっと、疑問といたしますか、私自身はちょっと疑問を持っております。

これは、やることはやることでいいんです。28億円でやるのかと言われると、ちょっと、今、個人ですけど、私としては検討が必要なのか。改めて芦屋市さんと西宮市でお金を出し合ってやるというところについては、何も問題ないのしょうけど。そういうことでご回答としたいと思えます。

田村会長

はい。先程、大上委員からご提案を頂いた件。

はい。大丈夫ですか。

大上委員

ありがとうございます。お考え方を示していただいて。

これ、何も、各市それぞれで出し合ったという資料とは書いていませんので、案とは限っておりませんので、ここに出された事務局案に対しての意見ということで、私、委員として申し上げます。

この28億円については、先程の説明にもありました11ページのところでですね。今、一つの案として、使い道として出ております。その、「①活用」のところ地球環境問題にも通じる取り組みを行

う、学習とかいうことですね。それと共に、ごみ処理を引き受ける施設に対する環境保全に取り組む。こういう二本立てを前提と考えると。28 億円という数字ありきとか、28 億円全部を地球規模の環境問題に使うのかという議論ではなくて、例えば、28 億円の中の、ごみ処理を引き受ける施設に対する環境保全については、当然、引き受けていただく側、もしくはその中での、その施設の近隣のお住まいの方の事を含めた配慮というのは、例えば 28 億円全てを基金に入れるのではなくて、その使い道というのは、また、考えたらよいと思うのです。

ただ、少なくとも「検討その 1」の方でありました 8 ページ、事務局からの一つの案ですが。8 ページの「検討その 1」のベースとなる考え方として、効果額はそれぞれでの活用を考えるべき、こう考えてしまうと、これまでの、全ての委員様、両市合意の上で進めてきた、4 ページに掲げる基本的な考え方、このところと少し矛盾するような考え方にならないかなという気がしております。

意見としては、その二点です。

8 ページの「検討その 1」の中で示された考え方については、これまでの議論で協議してきたことと、ちょっと矛盾するのではないかなということ。

11 ページで掲げられた 28 億円の活用方法というところは、28 億円全てを基金ということではなくて、その使い道、割振りも含めて、今後、議論対象になるのではないのかなという、その二点が意見でございます。以上です。

田村会長

はい。それをご意見としてお受けしました。他に何かありますか。

委員一同

質問、意見なし。

田村会長

では、ないようでしたら。ここまで、活発なご議論を頂いたと思いますが、一旦、ここで議論の整理をさせていただきたいと思えます。

本日につきましては「検討その 1」、「検討その 2」ということで、事務局の方から焼却施設の費用負担につきまして、効果額の均衡化及び活用という視点から、二つの考えを示していただきました。

この費用負担の考え方につきましては、広域化を進めるうえで非常に重要な要素であると考えておりますので、それぞれ各市、議会の意見等もお聞きをしながら、丁寧に議論を進めて行かなければならないと考えております。

本日につきましては、よろしければこの程度でとどめさせていただきまして、各市、一旦、持ち帰っていただいたうえで、それぞれ議会の意見等お聞きいただいたうえで、本日、示された考え方の他にも何か考え方があるのかといったことも含めまして、引き続き検

討をお願いしたいと考えておりますが、そのような整理でよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

田村会長

では、この議題につきましては、次回の検討会議で引き続き協議を行うこととさせていただきたいと思えます。

はい。では、以上で本日の予定しておりました議題につきましては、全てを終了いたしました。

6 その他

田村会長

この際ですので、これまでの議題やその他の事で結構ですので、何かございますでしょうか。

はい。どうぞ。

大上委員

芦屋市大上です。

今、おまとめいただき、次回以降もコロナの中でも進めて行かないといけない話だと思うのですが、やはり、一年空いているということで、会長の方も冒頭のご挨拶でご心配いただいていたように、次回の予定もさることながら、結論といいますか、実現に向けての次のステップへの話が出来ると、施設の整備計画に着手できるような、そういうスケジュール感が欲しいというか、そこら辺に、この一年間の変化はないのかというあたりを事務局に確認をさせていただけますでしょうか。

田村会長

事務局。

事務局（丸田）

はい。西宮市の丸田です。

具体的に、私の方で確定するようなお答えはできませんけども。

たまたま、本市におきましては、この3月の定例会におきまして、議員の方からも同様のご質問があり。もちろん、もともと議論が停滞時期も含めまして、時間が一定経過している中で、本市と致しましては、施設整備のスケジュールも既に遅れだしていることを踏まえて、令和2年度中、今年度中が一つの判断、スケジュールの認識等を持って、取り組んでいきたいという答弁を当局としてしています。そこは、また、議事録を確認いただければと思えますけれども、そのことを踏まえてスケジュール立てを考えていきたいというふうには思っております。以上です。

田村会長

よろしいでしょうか。出来るだけ巻きで進めていきたいと思いま

すので、委員の皆様もご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、他に何かありますか。

なければ、兵庫県の方から来ていただいておりますので、兵庫県の方から一言おあずかりいただきたいと思いますが。如何でしょうか。

石岡課長

環境整備課の石岡です。本日、出席させていただきましてありがとうございます。熱心なご議論を聞かせていただいて、県としても考えるところが多々ございました。

当然ながらごみ処理施設と申しますのは、市民生活を支える重大なというのは、これも当然のことでございます。今回、二市で取り組むべきところ協力してという考え方でございまして、ごみ処理施設自体はコロナとか災害の時でも、安全・安定して稼働することが求められておりますので、今後、こういうような検討会を通じまして、二市にとって、あるいは両市民の方にとって良い施設が出来ます事をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

田村会長

ありがとうございました。

それでは、事務局の方から今後の予定等について、ご説明をお願いします。

事務局（北川）

次回の検討会議につきましては、後日に事務局で調整のうえ連絡申し上げます。

それと、本日の会議の資料及び議事録につきましては、後日、両市のホームページに公表してまいります。

それでは、閉会にあたりまして副会長である芦屋市の佐藤副市長より一言ご挨拶をお願いいたします。

7 芦屋市副市長あいさつ

佐藤副会長

委員の皆様方、熱心なご議論をありがとうございました。

また、事務局にあたりましては、この間ですね、その都度、情勢を見極めながら適切な資料の提供を頂いておりますことに感謝を申し上げます。

先ごろのちっちゃなニュースになっておりましたが、カミュの「ペスト」が増刷をされまして100万部を越えた。世の中、世界が不安になっている。政情・世情ともに不安定な状況下において、我々は過去から夢として実現に向けて検討会議をやりました、ごみ

処理施設の広域化について今日も議論を頂きました。第1回、ずいぶん前になるのですけれども、出来ればごみ処理施設という言葉の使い方を覆したいということをおはここで申し上げた経過がございます。

今後は、やはり、エネルギーという言葉を使いながら、未来社会に対して貢献するという、地域の役割というのを念頭に置いて議論を積み上げたいということをお意図して申し上げたつもりでございます。

中々、人口減少社会の中であって、均衡縮小という方向性がどうしても付いて回る昨今でございますが、広域化というのは人口増の要諦でございます。9万自治体と50万自治体が一緒になって、60万の市民に対してどんな便益が提供できるかというあたりが、やはり、この広域化の成否を分けるのではないかというふうにも思っております。どうしても、我々、公務員はですね、とても大切な目先の経済効果、とても大切なことでございます。そういったところについて、議論が集中しがちではございますが、現在、コロナに対して全世界が戦いを挑んでおりますように、これは、ある意味では、この戦いに勝利することによって次の社会に対する扉を開くということにも通じておりますので、我々は軸足をぶらすことなく、このごみ処理施設の広域化の取り組みは、今後のエネルギー政策を考える一助となりますように、その礎となりますように、今後も継続して熱心な議論をお願いしたいと思います。

本日は大変お忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

8 閉会

事務局（北川）

はい。ありがとうございます。

委員の皆様は、本日はお忙しい中ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の検討会議を終了いたします。

（閉会）